落　札　者　等　の　公　示

次のとおり落札者等について公示します。

平成26年4月18日　　契約責任者　日本郵政株式会社仙台逓信病院長　小針　雅男
（宮城県仙台市青葉区中央四丁目５番１号）

［掲載順序］

①品目分類番号　②調達件名及び数量　③調達方法　④契約方式　⑤落札決定日（随意契約の場合は契約日）　⑥落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所　⑦落札価格（随意契約の場合は契約価格）　⑧入札公告日又は公示日　⑨随意契約の場合はその理由　⑩指名業者名（指名競争入札の場合）　⑪落札方式　⑫予定価格

◎調達機関番号　411　◎所在地番号　04

①26　②仙台逓信病院で使用する電気　予定1,551,110kWh　③購入等　④一般　⑤26. 3. 26　⑥東北電力株式会社仙台営業所（宮城県仙台市青葉区中央四丁目１番６号）　⑦32,131,957円　⑧26. 1. 31　⑪最低価格

落　札　者　等　の　公　示

次のとおり落札者等について公示します。

平成26年4月18日　　契約責任者　日本郵政株式会社大阪北逓信病院長　齋藤　　徹
（大阪府大阪市北区中崎一丁目１番６号）

［掲載順序］

①品目分類番号　②調達件名及び数量　③調達方法　④契約方式　⑤落札決定日（随意契約の場合は契約日）　⑥落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所　⑦落札価格（随意契約の場合は契約価格）　⑧入札公告日又は公示日　⑨随意契約の場合はその理由　⑩指名業者名（指名競争入札の場合）　⑪落札方式　⑫予定価格

◎調達機関番号　411　◎所在地番号　27

①26　②大阪北逓信病院で使用する電気　予定1,067,000kWh　③購入等　④一般　⑤26. 3. 31　⑥関西電力株式会社九条営業所（大阪府大阪市西区九条南一丁目11番18号）　⑦21,739,682円　⑧26. 2. 4　⑪最低価格

落　札　者　等　の　公　示

次のとおり落札者等について公示します。

平成26年4月18日　　契約責任者　日本郵政株式会社徳島逓信病院長　齋藤晴比古
（徳島県徳島市伊賀町三丁目19番地の２）

［掲載順序］

①品目分類番号　②調達件名及び数量　③調達方法　④契約方式　⑤落札決定日（随意契約の場合は契約日）　⑥落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所　⑦落札価格（随意契約の場合は契約価格）　⑧入札公告日又は公示日　⑨随意契約の場合はその理由　⑩指名業者名（指名競争入札の場合）　⑪落札方式　⑫予定価格

◎調達機関番号　411　◎所在地番号　36

①26　②徳島逓信病院で使用する電気　予定1,200,000kWh　③購入等　④一般　⑤26. 3. 26　⑥四国電力株式会社（香川県高松市丸の内２番５号）　⑦20,864,001円　⑧26. 1. 31　⑪最低価格

報　　告

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成26年４月18日

国立大学法人東京芸術大学

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　13

１　改正された規則の名称等

東京芸術大学政府調達協定実施規則
（http://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/pdf/p20140204_136.pdf参照）

２　この公表に関する問合せ先

国立大学法人東京芸術大学会計課
ＴＥＬ050―5525―2040

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続きの改正を次のとおり公表する。

平成26年４月18日

国立大学法人神戸大学

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　28

国立大学法人神戸大学政府調達事務取扱規程

（趣旨）

第１条　この規程は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書）その他の国際約束を実施するため、国立大学法人神戸大学（以下「本学」という。）の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　物品等　動産（現金及び有価証券を除く。）及び著作権法（昭和45年法律第48号）第２条第１項第10号の２に規定するプログラムをいう。

⑵　特定役務　改正協定の附属書Ⅰ日本国の付表５に掲げるサービス及び同附属書Ⅰ日本国の付表６に掲げる建設サービス（本規程において「建設工事」という。）に係る役務をいう。

⑶　調達契約　物品等又は特定役務の調達のため締結される契約（当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随するものを含み、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業（建設工事を除く。）にあっては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第57号）による改正前の同項に規定する特定事業を実施するため締結される契約に限る。）をいう。

⑷　一連の調達契約　特定の需要に係る一の物品等若しくは特定役務又は同一の種類の二以上の物品等若しくは特定役務の調達のため締結される二以上の調達契約をいう。

（適用範囲）

第３条　この規程は、本学の締結する調達契約であって、当該調達契約に係る予定価格（物品等の借入れに係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約にあっては、借入期間又は提供を受ける期間の定めが12月以下の場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額、その期間の定めが12月を超える場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額に見積残存価額を加えた額とし、その他の場合は、１月当たりの予定賃借料又は１月当たりの特定役務の予定価格に48を乗じて得た額とする。）が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以上であるもの（以下「特定調達契約」という。）に関する事務について適用する。